

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第51号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第6号様式 （第3条関係） 従業員の増加数に係る事業計画書 1 地域再生法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の概要（略） 2 （略）	第6号様式 （第3条関係） 従業員の増加数に係る事業計画書 1 地域再生法第5条第4項第4号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の概要（略） 2 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。